

（趣旨）

第1条 この使用要領は、動物実験センター使用細則（以下「細則」という。）第21条第2項の規定に基づき、細胞工学実験室使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 細胞工学実験室を使用する者（以下「実験実施者」という。）は、この要領及びセンター長の指示を遵守し、主任者・実験動物管理者及び管理職員と協力して動物飼育及び施設設備の正しい取扱いを心がけなければならない。

2 細胞工学実験室で組換えDNA実験を行う者は、組換えDNA実験指針（文部科学省告示第5号）及び本学組換えDNA実験安全管理規程のほか、関係する法令、指針その他の規程及びこの要領を遵守しなければならない。

（実験の制限）

第3条 細胞工学実験室を使用して行える組換えDNA実験は、組換えDNA実験指針（文部科学省告示第5号）の定める物理的封じ込めの方法、P1レベルまでとし、実験室内で行うものとする。

（使用申込み）

第4条 細胞工学実験室を使用するときは、1週間前までに細胞工学実験室使用申込書（細則様式第7号、以下「申込書」という。）を提出する。

2 組換えDNA実験を行う者は、当該研究計画において本学組換えDNA実験安全管理規程の定める実験責任者及び実験従事者の登録、実験の承認・届出等を終了しているものとする。

3 センター長は、実験実施者と協議のうえ使用の可否を決定する。なお、必要に応じて、本学組換えDNA実験安全委員会と協議を行うことができる。

（提出義務）

第5条 組換えDNA実験を行う者は、本学組換えDNA実験安全管理規程の定める実験従事者登録申請書、実験計画書及び実験承認申請書の各写しを、申込書とともに提出しなければならない。

2 組換えDNA実験を終了するときは、本学組換えDNA実験安全管理規程の定める実験終了報告書の写しを提出しなければならない。

（実験室への出入り）

第6条 細胞工学実験室へ出入りすることのできる者は、実験実施者とし、その他の者はセンター長の許可を得るものとする。

2 実験実施者は、備付けの記録簿に記載のうえ、入退室する。

3 実験実施者は、退出するときには、感染防止に必要な処置を行うとともに、電気・ガス・水道・火気の安全等を確認すること。

（動物飼育の制限）

第7条 実験実施者は、細胞工学実験室で動物を飼育することはできない。なお、動物から細胞を採取する目的で、一時的に動物を搬入することができる。

（実験室の管理）

第8条 実験室内において異常を発見したときは、速やかにセンターに連絡するとともに、適切な処置をとる。

（実験の注意事項）

第9条 実験操作は、実験実施者の責任で行い、次の各号に掲げる事項を注意する。

（1）組換えDNA分子の入った容器を破損した場合などは、適切な処置をした後、必ずセンター長に届け出る。

（2）火気の取扱いには十分留意する。

（使用済器材・汚物・動物死体等の処理）

第10条 実験室外に搬出する器材及び汚物・動物死体等の一般廃棄物と組換えDNA実験廃棄物は分別する。

- 2 組換えDNA実験廃棄物は完全滅菌後に実験室外に搬出する。
- 3 組換えDNA実験廃棄物には、滅菌済みであることを滅菌テープ等のインジケーターで必ず明示し、所属部局名・実験実施者氏名・年月日を明記のうえ、所定の場所に収納する。
- 4 滅菌した器材等の搬出及び実験室を清掃消毒した後は、センターに届け出る。
(改廃)

第11条 この要領は、管理運営委員会の議を経て、センター長が決定する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。